

こ成事第481号  
令和5年9月7日  
第一次改正 こ成事第558号  
令和5年12月18日  
第二次改正 こ成事第11号  
令和6年1月25日  
第三次改正 こ成事第77号  
令和6年2月21日  
第四次改正 こ成事第425号  
令和6年5月21日  
第五次改正 こ成事第639号  
令和6年9月12日  
第六次改正 こ成事第768号  
令和6年12月24日  
第七次改正 こ成事第169号  
令和7年4月3日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

### 子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

		<p>(6) 災害特例型</p> <p>ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童1人当たり月額）</p> <p>※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">1,600円</p> <p>ウ ア、イ以外の児童（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">4,650円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 <span style="float: right;">4,000,000円</span></p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） <span style="float: right;">600,000円</span></p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (1)は災害特例型を除く。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>		
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） <span style="float: right;">2,670,000円</span>		一時預かり事業の実施に必要な費用
病児保育事業	病児保育事業（特定分、一	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 <span style="float: right;">1か所当たり年額 8,808,000円</span></p> <p style="padding-left: 2em;">うち改善分 <span style="float: right;">2,538,000円</span></p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等へ</p>		病児保育事業の実施に必要な

般分・  
事業  
費)

の情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

な経費

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,130,000円
100人以上150人未満	1,695,000円
150人以上200人未満	2,260,000円
200人以上300人未満	3,390,000円
300人以上400人未満	4,520,000円
400人以上500人未満	5,650,000円
500人以上600人未満	6,780,000円
600人以上700人未満	7,910,000円
700人以上800人未満	9,040,000円
800人以上900人未満	10,170,000円
900人以上1,000人未満	11,300,000円
1,000人以上1,100人未満	12,430,000円
1,100人以上1,200人未満	13,560,000円
1,200人以上1,300人未満	14,690,000円
1,300人以上1,400人未満	15,820,000円
1,400人以上1,500人未満	16,950,000円
1,500人以上1,600人未満	18,080,000円
1,600人以上1,700人未満	19,210,000円
1,700人以上1,800人未満	20,340,000円
1,800人以上1,900人未満	21,470,000円
1,900人以上2,000人未満	22,600,000円
2,000人以上2,200人未満	23,540,000円
2,200人以上2,400人未満	25,680,000円
2,400人以上2,600人未満	27,820,000円
2,600人以上2,800人未満	29,960,000円
2,800人以上3,000人未満	32,100,000円
3,000人以上3,200人未満	32,640,000円
3,200人以上3,400人未満	34,680,000円
3,400人以上3,600人未満	36,720,000円
3,600人以上3,800人未満	38,760,000円
3,800人以上4,000人未満	40,800,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員1人当たり年額 18,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
(1) 25回以上50回未満	247,900円
(2) 50回以上100回未満	502,500円
(3) 100回以上150回未満	670,000円
(4) 150回以上	1,005,000円

カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 6,338,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,593,300円
150人以上200人未満	2,124,400円
200人以上300人未満	3,186,600円
300人以上400人未満	4,248,800円
400人以上500人未満	5,311,000円
500人以上600人未満	6,373,200円

600人以上700人未満	7,435,400円
700人以上800人未満	8,497,600円
800人以上900人未満	9,559,800円
900人以上1,000人未満	10,622,000円
1,000人以上1,100人未満	11,684,200円
1,100人以上1,200人未満	12,746,400円
1,200人以上1,300人未満	13,808,600円
1,300人以上1,400人未満	14,870,800円
1,400人以上1,500人未満	15,933,000円
1,500人以上1,600人未満	16,995,200円
1,600人以上1,700人未満	18,057,400円
1,700人以上1,800人未満	19,119,600円
1,800人以上1,900人未満	20,181,800円
1,900人以上2,000人未満	21,244,000円
2,000人以上2,200人未満	22,127,600円
2,200人以上2,400人未満	24,139,200円
2,400人以上2,600人未満	26,150,800円
2,600人以上2,800人未満	28,162,400円
2,800人以上3,000人未満	30,174,000円
3,000人以上3,200人未満	30,681,600円
3,200人以上3,400人未満	32,599,200円
3,400人以上3,600人未満	34,516,800円
3,600人以上3,800人未満	36,434,400円
3,800人以上4,000人未満	38,352,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員1人当たり年額 18,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1 か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

カ 感染症対応加算 1 か所当たり年額 1,300,000円

	<p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 4,794,000円  （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  2,397,000円）</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費  1か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>(3) 改善分 1か所当たり年額 4,496,000円  （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  2,248,000円）</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額） 7,280,000円  （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  3,640,000円）</p>		
病児保育（特定分・低所得者減免加算）	<p>1 低所得者減免分加算（病児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯  5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯  2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市</p>	病児保育事業の実施に必要な経費	

		<p>町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算（病後児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>																																		
<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業）</p>	<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業）</p>	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="466 992 983 1783"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20人～ 49人</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>50人～ 99人</td><td>1,800,000円</td></tr> <tr><td>100人～ 299人</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>300人～ 599人</td><td>2,800,000円</td></tr> <tr><td>600人～ 999人</td><td>4,000,000円</td></tr> <tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr> <tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr> <tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr> <tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr> <tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr> <tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr> <tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr> <tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr> <tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr> <tr><td>9,000人以上</td><td>32,400,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10か所以上 10,100,000円</li> <li>・10か所未満 支部数×1,000,000円</li> </ul>	会員数	基準額	20人～ 49人	1,000,000円	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人～3,999人	20,200,000円	4,000人～4,999人	22,200,000円	5,000人～5,999人	24,300,000円	6,000人～6,999人	26,300,000円	7,000人～7,999人	28,300,000円	8,000人～8,999人	30,300,000円	9,000人以上	32,400,000円	<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ ト・セ ンター 事業） の 実 施 に 必 要 な 経 費</p>	
会員数	基準額																																			
20人～ 49人	1,000,000円																																			
50人～ 99人	1,800,000円																																			
100人～ 299人	2,000,000円																																			
300人～ 599人	2,800,000円																																			
600人～ 999人	4,000,000円																																			
1,000人～1,499人	8,100,000円																																			
1,500人～1,999人	12,100,000円																																			
2,000人～2,999人	16,200,000円																																			
3,000人～3,999人	20,200,000円																																			
4,000人～4,999人	22,200,000円																																			
5,000人～5,999人	24,300,000円																																			
6,000人～6,999人	26,300,000円																																			
7,000人～7,999人	28,300,000円																																			
8,000人～8,999人	30,300,000円																																			
9,000人以上	32,400,000円																																			